⑷　過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
⑸　入札に参加を希望する者は、本調達の仕様を理解するため、各種資料等を閲覧しなければならない。
3　入札書及び適合証明書の提出場所等
⑴　入札書及び適合証明書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8901 東京都千代田区霞が関１―３―１　経済産業省大臣官房会計課契約担当　山田　裕介　電話03―3501―1616（ダイヤルイン）
⑵　入札説明会の日時及び場所　令和６年７月８日15時30分　経済産業省本館１階入札会議室
⑶　提案書等・入札書の受領期限　令和６年８月26日12時（郵送による場合は必着のこと。）
⑷　開札の日時及び場所　令和６年９月４日14時　経済産業省本館１階入札会議室
4　電子調達システムの利用
本件は、電子調達システムを利用した入札及び開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書等の提出も可とする。詳細は入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除。
⑶　入札の無効　入札心得第11条に該当する入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　入札心得第15条から第17条に基づき落札者を決定する。
⑹　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OHNUKI Shigeki, Director of the Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry.
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Name of the service and quantity to be contracted : 2024fy Project to construct a digital platform of the Ministry of Economy, Trade and Industry (Functional Additions work of Trade control examination office work support system (Government cloud migration requirements definition support, etc)) 1 set
⑷　Fulfillment period : by 31 March, 2025
⑸　Fulfillment place : Location specified by Ministry of Economy, Trade and Industry
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Do not come under Article 70 and Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　Have Grade「A」,「B」,「C」or「D」in「provision of services」in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Economy, Trade and Industry (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024 ;
③　Are not the subject of ⓐan order prohibiting them from receiving subsides from the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) ; ⓑan order prohibiting them from concluding contracts with METI ; or ⓒan order disqualifying them from bidding for METI projects conducted under the "designated bidder" system.
⑺　Time-limit for tender : 12 : 00　26 August, 2024
⑻　Contact point for the notice : YAMADA Yusuke, Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry 1―3―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8901 Japan. TEL 03―3501―1616

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年７月３日
支出負担行為担当官
国土交通省不動産・建設経済局長
平田　研

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達等件名及び数量
令和６年度建設関連業者登録システム改修業務　１式（電子入札対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から令和７年３月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　本案件は、技術提案書及び入札書を提出し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出して紙入札方式で参加することができる。
本案件は、予算決算及び会計令第85条の対象案件である。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願いを提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格（令４・５・６年度））「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑶　入札参加申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けていないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑺　入札説明会に参加していること。
⑻　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
⑼　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。
⑽　単独で本業務を担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、ほかの者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、全ての資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。
なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。
⑾　本システムにおけるクラウド基盤の構成を提供可能であること。なお、応札者は提供可能であることを証明できる書類を、競争参加資格の証明資料等と合わせて提出するものとする。
⑿　システム改修の実施予定組織・部門が、品質マネジメントシステムの規格である「ＪＩＳＱ9001」又は「ＩＳＯ9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を有していること。
⒀　システム改修の実施予定組織・部門が、情報セキュリティ管理基準である「ＪＩＳＱ27001」、「ＩＳＯ／ＩＥＣ27001」又は「ＩＳＭＳ」の認証を有していること。
⒁　以下の実績を全て満たすこと。
・クラウド基盤を利用したシステムを設計・開発・運用した実績を過去５年以内に有すること。
・本システムと同規模以上のデータを扱うデータベースを設計・開発・運用した実績を過去５年以内に有すること。
・官公庁のシステムを設計・開発・運用した実績を過去５年以内に有すること。
・一般国民等の不特定多数のユーザが利用するWebシステムを設計・開発・運用した実績を５年以内に有すること。
・過去に「様式作成支援ツール」でのe-Gov手続設定業務実績を過去に有すること。